

令和2年5月26日

保護者の皆さまへ

千代田区教育委員会

新型コロナウイルス感染症に対応した区立小中学校、幼稚園、こども園における
教育活動の再開等について

緊急事態宣言が5月26日をもって解除となりましたが、区教育委員会といたしましては、緊急事態宣言終了後におきましても、引き続き、5月31日（日）までは臨時休業期間といたします。また、臨時休業期間後の学校教育活動について、下記により実施することとしましたのでご案内いたします。

なお、今後の感染状況により、変更する場合がありますことを、ご承知おきください。

記

1 学校再開のスケジュールについて

(1) 6月1日（月）～6月12日（金）【分散登校による教育活動の実施】

- ・学級を小集団に分けた分散登校を実施いたします。学校に登校しない日は引き続き、家庭での学習について、学校ホームページ等で週ごとの学習計画をお知らせいたします。オンライン学習も行います。
- ・この期間の給食指導は行いません。

① 6月1日（月）～5日（金）

児童・生徒の1日の登校時間を2単位時間程度として分散登校を行います。

② 6月8日（月）～12日（金）

児童・生徒の1日の登校時間を3～4単位時間程度として分散登校を行います。

※ 分散登校の日時などは、後日、各小・中学校のホームページなどを通じてお知らせいたします。

(2) 6月15日（月）～【一斉登校による教育活動の実施】

- ・通常通りの生活時程に沿い、教育活動を開始します。
- ・給食を実施します。

2 幼稚園、こども園再開のスケジュールについて

(1) 6月1日（月）～12日（金）【分散登園による教育活動の実施】

- ・在園する幼児を少なくした分散登園を実施いたします。期間中は幼稚園、こども園の短時間保育は午前保育といたします。
- ・この期間の給食、お弁当等、昼食の摂食は行いません。
- ・期間中においても、預かり保育及び長時間保育による幼児についての保育は行いません。

① 6月1日（月）～5日（金）

原則として、3歳児1回、4歳児2回、5歳児2回の分散登園を行います。

② 6月8日（月）～12日（金）

原則として、3歳児2回、4歳児2回、5歳児3回の分散登園を行います。

※ 分散登園の日時などは、後日、各園のホームページなどを通じてお知らせいたします。

(2) 6月15日（月）～

- ・通常通りの生活時程に沿い、教育活動を開始します。
- ・給食やお弁当等、昼食の摂食指導を開始します。ただし、3歳児の昼食開始は7月からといたします。

(3) 入園式について

各園において、日程を設定し、保護者の皆さまにお知らせの上、登園日を利用して実施いたします。

3 教育活動について

(1) 体育科、保健体育科等における水泳指導について

令和2年度については、児童・生徒の定期健康診断の実施状況や、「児童生徒が密集する運動」、「近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動」であることから、水泳指導を行わないものといたします。

(2) 通級による指導（特別支援教室、ことばの教室）について

通級による指導（特別支援教室、ことばの教室）は6月15日以降、学校の状況に応じて、指導を開始してまいります。

(3) 部活動について

中学校の部活動については、感染症対策を講じたうえで再開してまいります。

4 保護者の皆さまへのお願い

教育活動の再開に当たっては、集団感染のリスクが高まる条件が同時に重なる場を避ける、身体的距離の確保、校園内の消毒等、可能な限り、感染症対策を講じて行います。保護者の皆さまにおきましては、以下の点について、ご協力くださいますようお願いいたします。

- (1) 手洗い、マスクの着用等の励行をお願いいたします。
- (2) 毎朝の自宅で検温をし、健康観察票に記入の上、学校に提出してください。
- (3) 風邪症状がみられる際には、無理をせず、自宅で休養させてください。
- (4) 本人、もしくは家族内の関係者の体調が思わしくない際には、学校にご連絡ください。

5 夏季休業日の縮減について

令和2年度につきましては、幼稚園・こども園、小学校、中学校において、以下のとおり夏季休業期間を短縮いたします。

夏季休業日 8月1日（土曜日）～8月23日（日曜日）

6 その他

- ・幼児・児童・生徒の学校園内での感染リスクを心配される保護者の方につきましては、各学校園にご相談ください。なお、学校に登校しない場合の幼児・児童・生徒の出欠の取り扱いについては、ご家庭の事情や地域の感染状況等、総合的に判断した上で、各学校園の校園長が判断いたします。

【問い合わせ】

(学校保健に関すること)	学務課学校運営係	5 2 1 1 - 4 3 5 7
(教育活動に関すること)	指導課指導主事	5 2 1 1 - 4 2 8 6
(特別支援に関すること)	学務課指導主事	5 2 1 1 - 3 6 6 6
(その他に関すること)	子ども総務課子ども総務係	5 2 1 1 - 4 2 7 3